

安保法29日施行 「米艦防護」で米と協議へ

2016年3月23日「東京新聞」

政府は二十二日、他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認などを中心とした安全保障関連法の施行日を今月二十九日とする政令を閣議決定した。中谷元・防衛相は記者会見で、安保法で拡大する自衛隊任務のうち、米艦が偶発的な衝突で攻撃を受ける場合に備え、自衛隊が防護する「平時の米艦防護」の実施について、米側と協議を本格化させる考えを明らかにした。（金杉貴雄）

「平時の米艦防護」は、共同での訓練、警戒監視などを行っている米艦などを自衛隊が防護できるようにするもの。集団的自衛権の行使には当たらないが「米軍の戦闘に巻き込まれる恐れがある」との懸念がある。

中谷氏は運用について「米軍に十分な理解を得る必要がある」と、調整段階だった米側との協議を本格的に行う方針を示した。実施には訓練なども必要で、当面は見送る。

南スーダンでの国連平和維持活動(PKO)に関しては、安保法で可能となる離れた場所にいる非政府組織(NGO)職員らを防護する「駆け付け警護」や、他国軍との宿



当地の共同防護の実施を今秋以降に先送りする考えを示した。いずれも夏の参院選への影響を避ける狙いがある。

安保法は二十九日午前零時に施行され、法律として効力を持つ。歴代内閣が禁じてきた集団的自衛権の行使などが可能となる。

安保法は成立から半年たった現在も、反対する市民の活動が続いている。民主、共産、維新、社民、生活の野党五党は今年二月、集団的自衛権行使は憲法違反だとして、廃止法案を衆院に共同提出している。

政府は二十二日、自衛隊法施行令など関連する二十六の政令改正なども閣議決定した。安保法が施行される二十九日までに、関連する約二十本の府省令、約四十本の訓令も定める。PKOなどで拡大する武器使用の手続きや規範に関する訓令も含まれる。